

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

2 陳情の審査

- (1) 陳情第125号 物価高騰・猛暑から市民を守るために公共料金などの補助を求める陳情

資 料 本市の熱中症対策等について

令和7年11月21日

健康福祉局

1. 本市の状況

(1) 熱中症対策

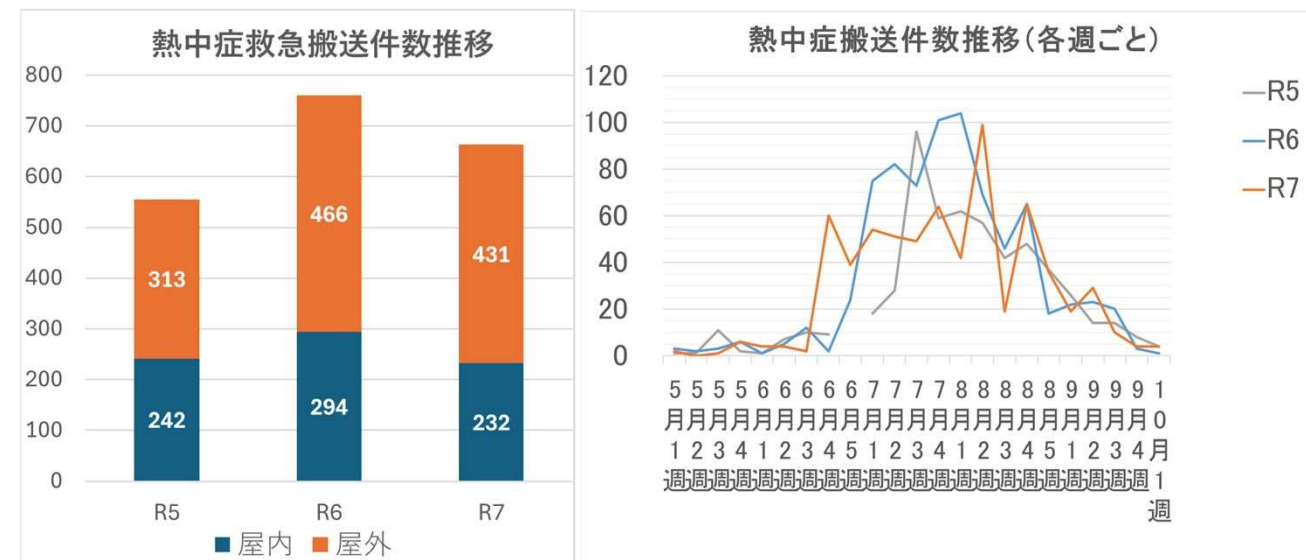
○熱中症について

熱中症とは、高温多湿な環境下で、体温調節機能がうまく働かなくなり、体内に熱がこもることによって発症する健康障害の総称です。屋外での活動中だけでなく、室内で安静にしている場合でも発症することがあり、重症化すると命に関わる危険性があります。特に高齢者、乳幼児、障がいのある方、持病をお持ちの方などは、熱中症のリスクが高いため、周囲の方による見守りや声かけが重要です。また、都市部ではヒートアイランド現象の影響により、気温がさらに上昇しやすく、熱中症の発生リスクが高まっています。

熱中症は、発症すると生命にも影響することがありますが、予防法を知っていれば防ぐことができます。

○熱中症患者数（搬送件数）推移

R5年度：555 R6年度：760 R7年度：663（各年5～10月第1週）



○熱中症対応策

・チラシ、ポスター等を活用した普及啓発

保健師等の地区活動時に啓発
地域包括支援センターや民生委員等による啓発
小売店、商店街などに掲示 など

・デジタル・イベントを活用した広報

デジタルサイネージによる広報動画の放映
アゼリア地下街にて広報展示
各種イベントでブース出展し広報
新聞休日折込広告による広報 など



・区等で実施する健康講話

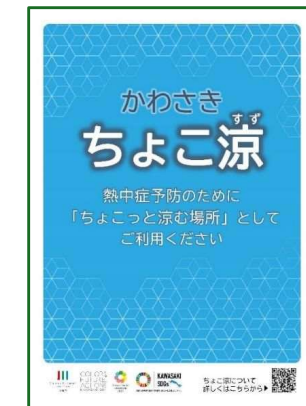
各区等における健康講話時に啓発
川崎市子ども会役員や企業担当者向けの講演会 など

・かわさきちょこ涼

外出時に一時的に暑さをしのげる場所として、令和6年度から「かわさきちょこ涼」の供用を開始しています。

令和7年度の供用期間：6月16日～9月30日

令和7年度の供用場所：いこいの家やスポーツセンターなど市内224か所
（令和6年度203か所）



(2) 水道料金・下水道使用料の減免（福祉減免）

水道使用者又はご家族の方が対象者の場合、水道料金・下水道使用料の一部を減免しています。

○減免対象者

- ・身体障害者 身体障害者手帳1級・2級の手帳をもっている方
- ・知的障害者 知能指数35以下と判定された方
- ・精神障害者 精神障害者保健福祉手帳1級の障害を有する方
- ・重複障害者 次の2つ以上に該当する方

- ・障害者で3級の障害を有する方
- ・知能指数が50以下であると判定された方
- ・精神障害者で2級の障害を有する方

- ・要介護高齢者 在宅の年齢65歳以上で、要介護4または5の方

○減免金額

一般家庭で使用期間2か月につき、次の金額が減免されます。

水道料金 最大1,584円まで（使用水量20m³相当額）

下水道使用料 最大1,496円まで（排出汚水量20m³相当額）

（３）生活困窮世帯への給付金

住民税非課税世帯等の生活困窮世帯に対する給付金については、国の通知に基づき、本市が実施主体となり、直近の「令和６年度川崎市物価高騰対策給付金（３万円）」を含む、各種給付金事業を実施しています。（国の交付金を活用）

○住民税非課税世帯等を対象とした給付金（令和５年度以降）

給付金の名称	給付金額	申請期限	基準日	支給対象
令和５年度川崎市電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金	３万円	令和５年 10月31日	令和５年 ６月１日	基準日において川崎市に住民登録があり、世帯全員の令和５年度住民税均等割が非課税の世帯等
令和５年度川崎市物価高騰対策給付金	７万円	令和６年 ４月30日	令和５年 12月１日	基準日において川崎市に住民登録があり、世帯全員の令和５年度住民税均等割が非課税の世帯
令和５年度川崎市住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対策給付金	10万円	令和６年 ７月31日	令和５年 12月１日	基準日において川崎市に住民登録があり、世帯全員が令和５年度住民税所得割が課されず、うち少なくとも一人が住民税均等割のみ課税に該当する世帯
令和６年度に新たに住民税均等割非課税又は住民税均等割のみ課税となった世帯に対する給付金	10万円	令和６年 ９月30日	令和６年 ６月３日	基準日において川崎市に住民登録があり、世帯全員の令和６年度住民税所得割が非課税の世帯（令和５年度の物価高騰対策給付金において対象と成り得る世帯を除く）
令和６年度川崎市物価高騰対策給付金	３万円	令和７年 ５月30日	令和６年 12月13日	基準日において川崎市に住民登録があり、世帯全員の令和６年度住民税均等割が非課税の世帯

２．陳情項目に対する本市の考え方

・市民の皆様が効果的な熱中症対策を行えるよう、様々な形で注意喚起を行うほか、ちょこ涼の施設数を増やすとともに、経済的な理由によりエアコンの設置が難しい世帯につきましては、社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付の御案内等を適宜実施してまいります。

・国の通知に基づき実施する住民税非課税世帯等を対象とした給付金や、国が主体となって実施する物価高騰対策としての電気代支援（下記参照）につきましては、引き続き、国の動向を注視してまいります。

・水道料金及び下水道使用料の減免につきましては、現在、身体障害者、知的障害者、精神障害者、重複障害者、要介護高齢者を対象とした減免を実施していることから、引き続き制度の周知を図るとともに、減免を継続実施してまいります。

参考）電気代支援の実施状況

電気代の支援については、国が主体となって実施しており、令和７年度においても、７月～９月の３か月間、国が指定する値引き単価(※)により需要家の使用量に応じた値引きを行った小売事業者等に対して、その値引き原資を支援することによって、電気・ガス料金の補助を行い、家計の負担軽減が図られました。

※ 国が指定する値引き単価

	7月使用分	8月使用分	9月使用分
電気（低圧契約）	2.0円/kWh	2.4円/kWh	2.0円/kWh
電気（高圧契約）	1.0円/kWh	1.2円/kWh	1.0円/kWh
都市ガス	8.0円/m ³	10.0円/m ³	8.0円/m ³